

議案第 179 号

さいたま市公民館条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 11 月 24 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市公民館条例の一部を改正する条例

さいたま市公民館条例（平成 13 年さいたま市条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第 2（第 20 条関係）		別表第 2（第 20 条関係）	
名称	位置	名称	位置
さいたま市立 領家公民館	さいたま市浦和区領家 4 丁目 1 3 番 14 号	さいたま市立 領家公民館	さいたま市浦和区領家 4 丁目 2 1 番 20 号
[ 略 ]		[ 略 ]	
さいたま市立 尾間木公民館	さいたま市緑区大字大間木 7 4 9 番地	さいたま市立 尾間木公民館	さいたま市緑区大字大間木 7 2 2 番地
[ 略 ]		[ 略 ]	

附 則

この条例は、平成 23 年 1 月 4 日から施行する。